

令和7年度柴田町議会3月会議会議録(第1号)

---

出席議員(18名)

1番	吉田謙治	君	2番	大橋武彦	君
3番	平間康弘	君	4番	笠松均	君
5番	吉田清	君	6番	小田部峰之	君
7番	森裕樹	君	8番	安藤義憲	君
9番	平間幸弘	君	10番	桜場政行	君
11番	大坂三男	君	12番	平間奈緒美	君
13番	佐々木裕子	君	14番	高橋たい子	君
15番	広沢真	君	16番	白内恵美子	君
17番	吉田和夫	君	18番	石森靖明	君

---

欠席議員(なし)

---

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	水戸英義	君
会計管理者兼 会計課長	沖館淳一	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	藤原輝美幸	君
まちづくり政策課長	熊谷英樹	君
財政課長	大山薫	君
税務課長	渡辺潤	君
町民環境課長	犬飼美江子	君
健康推進課長	佐藤正人	君
福祉課長	三浦英明	君
子ども家庭課長	真嶋朱美	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	宮武靖洋 君
商工観光課長	天野敬 君
都市建設課長	佐藤康弘 君
上下水道課長	平間一行 君
危機管理監	太田健博 君

教育委員会部局

教 育 長	古積裕一 君
教育総務課長	小林威仁 君
生涯学習課長	畑山慎太郎 君
スポーツ振興課長	杉本龍司 君

その他の部局

代表監査委員	関場孝夫 君
--------	--------

---

事務局職員出席者

議会事務局長	鹿又博文
次 長	今野裕介
副 参 事	大川原真一

---

議 事 日 程 (第1号)

令和7年3月2日(月曜日) 午前9時30分 再会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 開催期間の決定
- 第 3 諸報告
  - (1) 議長報告
  - (2) 町政報告
- 第 4 施政方針
- 第 5 議案第65号 柴田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- 第 6 議案第66号 柴田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第67号 柴田町公告式条例の一部を改正する条例

- 第 8 議案第 68 号 柴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
  - 第 9 議案第 69 号 柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
  - 第 10 議案第 70 号 課設置に関する条例の一部を改正する条例
  - 第 11 議案第 71 号 柴田町道路占用料条例の一部を改正する条例
  - 第 12 議案第 72 号 柴田町介護保険条例の一部を改正する条例
  - 第 13 議案第 73 号 令和 7 年度柴田町一般会計補正予算
  - 第 14 議案第 74 号 令和 7 年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
  - 第 15 議案第 75 号 令和 7 年度柴田町介護保険特別会計補正予算
  - 第 16 議案第 76 号 令和 7 年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算
  - 第 17 議案第 77 号 令和 7 年度柴田町下水道事業会計補正予算
- 

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 再 会

○議長（石森靖明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより令和7年度柴田町議会3月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石森靖明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において17番吉田和夫君、1番吉田謙治君を指名いたします。

---

---

### 日程第2 開催期間の決定

○議長（石森靖明君） 日程第2、開催期間の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。3月会議の開催期間については、議会運営委員会の協議の結果、本日から3月19日までの18日間、うち3月6日から3月8日まで及び3月10日から3月18日までを議案調査及び委員会審査のため休会とし、実質6日間と意見が一致いたしました。よって、3月会議の開催期間は本日から3月19日までとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） 異議なしと認めます。よって、開催期間は本日から3月19日までと決定いたしました。

なお、開催期間中の日程については、あらかじめお手元に配付しました日程予定表により議事の進行を図りますので、ご了承願います。

また、3月会議中、報道関係等の取材を許可しておりますので、ご了承願います。

---

---

### 日程第3 諸報告

○議長（石森靖明君） 日程第3、諸報告を行います。

議長としての報告事項は、報告書としてお手元に配付いたしましたので、これをもって報告といたします。

町政報告については、町長からの通告がありますので、町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 町政報告は2点でございます。

まず、圃場整備の進捗状況を申し上げます。

柴田町では平成25年度から県営圃場整備事業に取り組んでおり、令和7年4月1日には6地区目となる成田地区が国の補助事業として採択されたところでございます。

事業採択された6地区それぞれの進捗状況について申し上げます。

中名生・下名生地区の102ヘクタールは、平成29年度に事業採択され、平成30年度から工事に着手し、昨年度で面工事が終了いたしました。今年度は暗渠排水等の補完工事及び換地処分のための確定測量を進捗状況しております。

葉坂地区の49.2ヘクタールは平成30年度に事業採択され、令和元年度から工事に着手し、令和4年度に面工事が完了いたしました。今年度は、排水路等の補完工事を実施し、換地計画を決定しております。

富上地区の105.4ヘクタールは令和3年度に事業採択され、令和5年度から工事に着手し、今年度は8ヘクタールの面工事を実施しております。

入間田地区の92.5ヘクタールは令和4年度に事業採択され、令和6年度から工事に着手し、今年度は5.5ヘクタールの面工事を実施しております。

船迫地区の73.3ヘクタールは令和5年度に事業採択され、今年度は測量設計及び地質調査を実施いたしました。

成田地区の43.9ヘクタールは令和7年4月に事業採択され、今年度は埋蔵文化財調査を実施しました。

今後も、デジタル技術及び機械の導入や地域計画に基づく農地の集積、集約、農地の汎用化により、農業生産の低コスト化と経営基盤の強化を図り、競争力のある農業の実現に向けて、農地保全や農村地域の振興に取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

令和8年柴田町20歳のつどいについて申し上げます。

去る1月11日、柴田町総合体育館を会場に、令和8年柴田町20歳のつどいを開催しました。

対象者は平成17年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた413人で、当日は232人が参加いたしました。

式典の開催に当たっては、例年同様、20歳の皆さんが実行委員会を組織して、企画、運営に参加いただいたことで、感動や笑顔あふれる心温まる式典となりました。

式典は、奥州柴田一番太鼓の勇壮なオープニングアトラクションに始まり、代表者2名による20歳のメッセージでは、「20歳としての自覚を持ち、それぞれの夢や目標に向かって挑戦し続ける」という強い決意が述べられました。

また、実行委員自ら撮影、編集した「恩師からのビデオレター」では、学生時代にお世話になった先生方から、当時の思い出話や個性あふれるメッセージが贈られておりました。

祝賀ムードの中、議員各位ほか多数のご来賓のご臨席を賜り、また多くの関係者にご協力いただき、盛会のうちに20歳のつどいが終了いたしましたことに感謝申し上げ、報告といたします。

以上でございます。

○議長（石森靖明君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑は1人1回です。質疑に当たっては、一般質問に触れないようお願いいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） 質疑なしと認めます。

---

---

#### 日程第4 施政方針

○議長（石森靖明君） 日程第4、施政方針に入ります。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 本日、ここに令和7年度柴田町議会3月会議が開催され、令和8年度一般会計予算をはじめとする関係諸議案をご審議いただくに当たり、私の町政に対する基本方針と概要を申し述べ、議員各位及び町民の皆さんの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、今年、柴田町は昭和31年に槻木町と船岡町が合併してから70年目の節目の年を迎えます。昭和31年の経済白書では、「もはや戦後ではない」とされ、日本経済が戦後復興から高度経済成長へ転換した年でもありました。その後、我が国は全国総合開発計画に基づき、東京一極集中の是正や国土の均衡ある発展を目指し、工場の地方分散、港湾や新幹線、高速道路な

どの社会インフラ整備を進めた結果、経済は飛躍的に拡大し、一時は「ジャパンアズナンバーワン」と世界に誇れる経済成長を遂げました。

しかし、1990年初頭のバブル経済崩壊以降、いわゆる「失われた30年」と呼ばれる長期にわたる経済停滞が続き、さらに2008年の人口約1億2,808万人をピークに人口が減少し続けることが経済の低迷に一層拍車をかけております。その影響は、今や様々な分野で顕著になっています。

こうした課題に対し、経済規模をさらに拡大していく中で、生活の豊かさを追い求める経済成長戦略として、アベノミクスや、異次元の金融緩和、地方創生戦略が推進されました。

その結果、便利な生活や物の豊かさは手に入れられたものの、反面、その副作用によって日本経済の地盤沈下や70万人を割り込む出生率、所得間格差による分断と差別、さらに人間関係の希薄化や閉塞感から、若者にとって生きづらい世の中となっております。

一方で、日進月歩で生み出される新技術やデジタル技術の普及によって、企業経営の在り方や社会の仕組み、ライフスタイルが大きく変わろうとしております。

柴田町も、これまで工場や大学の立地、道路や公園、上下水道、学校や文化施設など社会インフラの整備によって着実な発展を遂げてきました。しかし近年では、人口減少や高齢化の波が押し寄せ、経済面では需要の減少や労働力不足が深刻化し、社会面では核家族化の進展に伴う一人暮らし、二人暮らし世帯の増加やコミュニティの衰退により、老々介護、孤独死、空き家や空き地、買物難民の発生などが大きな行政課題となっています。

仙南広域圏においても、病院や第三セクターの経営悪化といった厳しい局面に直面しています。

こうした課題に向き合う中で、最後のセーフティーネットとしての役割を担うのが行政でありますので、その業務量はますます増え続けるばかりでございます。しかし、残念ながら公務員の成り手不足は深刻で、特に技術職の人材確保は困難となっております。加えて、少子高齢化に伴い、社会保障給付費も膨張を続け、財政状況は年々硬直化するなど、柴田町の町政運営は厳しさを増すばかりでございます。

このように、我が国の経済社会や地域においては、明と暗が混在し、将来の予測が困難な時代を迎えております。まさに私たちは今、歴史的な転換点に立ち、今後、未来に向けてどのような社会を築いていくのか、未来の社会ビジョンを明確にしていかなければなりません。

未来の社会ビジョンを描くに当たって考慮しなければならないことは、地球温暖化によって環境の悪化が深刻化し、また限りある資源の争奪が経済的なリスクを招き、さらに人口が半減

する社会の流れの中では、もはや大量の資源やエネルギーを使い、物を生産し消費することや、都市を大きくすることでスケールメリットを働かせ、生活の豊かさや経済の発展を追い求めていくことは困難になっております。人口の減少や都市の発展、地域の発展を、その量的な回復をもって達成しようとするアプローチには、もはや限界が見えております。

柴田町は、人口減少が進む中で起きている人生に対する考え方や働き方、ライフスタイルに対する価値観の変化をしっかりと受け止め、多様化する住民ニーズに的確に応えられる持続可能な自治体を目指すアプローチを選択してまいります。

柴田町が誕生して70年目の節目に当たる今年は、これまでの政策や事業を点検し、柴田町の特色を生かした持続可能な発展戦略を展開してまいります。

令和8年度予算の財政的な面からの概要でございます。

国が示した令和8年度地方財政対策では、近年の物価高騰のみならず、社会保障費や人事院勧告を見越した人件費の増、教育無償化に係る地方の負担増を見込んだ一般財源総額は、前年度比3兆7,364億円増の67兆5,078億円が確保されました。

地方交付税も前年度を上回る規模となっており、1兆2,274億円増の20兆1,848億円となっております。

そのような中、本町の令和8年度一般会計当初予算は、過去最大規模となった令和7年度を大幅に上回る10.7%増の160億87万5,000円となりました。

歳入では、基幹財源である町税が前年度から3.3%、1億4,886万円増の46億385万円を見込んでおります。地方交付税についても8.5%、2億6,950万円増の34億3,060万円といたしました。

国庫支出金については、現在進めている大型プロジェクトである都市構造再編集中支援事業や地域未来交付金事業に係る収入を計上しております。

町債では、前年度に引き続き臨時財政対策債はゼロとしましたが、先述の大型プロジェクトや自然災害対策等に係る建設事業に地方債を充てたことから、前年度に比べ115%、4億8,670万円増の9億980万円となっております。

また、歳出については、物価高や人件費の上昇を予算に反映したほか、船岡城址公園スロープカーの整備や新図書館整備、地域交流センター整備などの都市構造再編集中支援事業及び地域未来交付金事業を着実に進めるための経費や自然災害に対応するためのインフラ整備事業を土木費に計上したことから、前年度と比べ6億6,230万円と大幅に増加しております。

そのほか、令和8年度の組織改編により、町教育委員会の生涯学習課とスポーツ振興課を統

合し、新たにスポーツ文化振興課として、社会教育分野における生涯学習、文化振興、スポーツ振興の連携強化を図ることとしましたので、教育費における社会教育費及び保健体育費において、予算科目の体系を変更しております。

歳出予算を性質別に見ていくと、義務的経費と言われる人件費、社会保障費などの扶助費、公債費の合計は約70億2,900万円と、予算全体の43.9%となりました。令和7年度と比べると、予算全体の構成比では1.8ポイント低下していますが、金額としては約4億3,100万円増加しております。

また、投資的経費においては、普通建設事業費が前年度に比べ約6億9,000万円の増となっております。

このように投資的な事業にも積極的な予算編成としたことから、その財源として、財政調整基金から約6億1,200万円を、また児童福祉や教育、町民の生活に密着する事業を中心に、ふるさと柴田応援基金を約3億4,000万円、それぞれ充当しております。

結果として、一般会計と3つの特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計を合わせた予算規模は、前年度と比べ14億8,110万9,000円増の265億5,553万8,000円となりました。

人件費と扶助費については、年々増加傾向が続いており、公債費についても長期金利が上昇傾向にあることから、予算編成においては、町債発行額が元金償還額を超えないように努めました。

将来にわたり持続可能な行政サービスが提供できるよう、今後も不断に行財政の適正化を徹底してまいります。

次に、令和8年度における主な概要を申し上げます。

令和8年度においては、「笑顔があふれ 誇りと愛着を育む 花のまち」の実現を目指し、策定した第6次柴田町総合計画が最終年度を迎えます。今回、柴田町が将来にわたり持続可能で魅力的な町であり続けるための羅針盤として、第7次柴田町総合計画を策定します。

第7次柴田町総合計画の策定に当たっては、今後、将来の人口が半減するという厳しい現実を直視した上で、柴田町を持続可能な発展軌道に乗せていくために、「量の経済から質の経済」へ、「都市の規模拡大からコンパクトシティ」へ転換する、いわゆる「シュリンキング政策」を基本に据えて町政運営を行ってまいります。

創造的なシュリンキング政策を通じて、柴田町の人口減少のカーブを少しでもなだらかにできるよう、5つの政策目標を掲げ、新たな発想やアイデア、財源の確保等に創意工夫を凝らしながら、その実現に向けて取り組んでまいります。

今回は、特に主要な事業を中心に施政方針を述べさせていただきます。

1つ目の目標は、「コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造の形成」でございます。

柴田町の都市像としては、船岡地区、船迫地区、槻木地区、船岡新栄及び大沼通り周辺の4つのエリアを核として、周辺農村部とシームレスなネットワークで結ぶ、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造の形成を目指してまいります。

その骨格となる集落間を結ぶ幹線道路の整備として、槻木市街地東部の主要地方道互理村田蔵王線から岩沼市を結ぶアクセス道路の強化及び通学路の安全確保を図るため、町道四日市場1号線ほか2路線の道路改良工事を行います。

船岡地区においては、都市計画マスタープラン、立地適正化計画に基づき、都市計画道路（新栄通線）の延伸に向けた基礎調査に取り組みます。

また、快適な生活環境の整備として、船岡字東神山前地区、槻木西一丁目地区、船岡中央二丁目地区の側溝整備及び上川名地区や船岡字八入地区等における路線の舗装工事、農道中名生16号線の用地測量等に取り組みます。

次に、水道事業の老朽管対策として、西船迫四丁目地区に加え、新たに船岡字八入地区、船岡土手内二丁目地区の配水管布設替え工事を行います。また、役場庁舎南側の車庫跡に建設する柴田町水道お客様センターに係る工事設計委託を行います。

下水道事業においては、未普及対策として、下名生字剣水地区や船岡字新田地区に加え、上名生字下新田地区の汚水管渠整備工事を行います。

さらに、人口減少や居住者の高齢化により増加する空き家、空き地問題の解消を図るため、空家等対策計画の策定準備を進めてまいります。

魅力的な公園づくりとしては、都市構造再編集中支援事業や地域未来交付金事業を活用し、船岡城址公園の麓にウォークアブルな空間やみんなの広場の整備を進めるとともに、三名生公園への遊具の設置や清住1号公園に時計を設置いたします。

また、公園施設長寿命化計画に基づき、西船迫5号公園、西船迫6号公園、土手内1号公園、槻木駅西3号公園、白幡公園などにおいて、遊具や施設の更新工事を実施し、公園の長寿命化に取り組みます。

2つ目の目標は、「安全で安心なセーフティーネットの構築」でございます。

近年は、気候変動により自然災害への脅威やパンデミック等の感染リスクが高まり、また急速なデジタル化の進展による社会の変化や経済格差の拡大によって、社会的リスクが高まっております。

こうした状況を踏まえ、まず大雨時の局地冠水対策として、排水能力の向上及び内水による浸水被害の軽減を図るため、船岡字大住町・並松地区における排水ポンプ施設の改修及び槻木上町地区における水路改修工事、また大雨時における堤防からの越水防止を図るため、槻木五間堀の堤防かさ上げ工事に取り組みます。

さらに、水路や河川の水位の上昇を検知し、水害対策の迅速化や浸水被害の軽減を図るために浸水センサーの設置や、白石川との兼用堤となっている町道船岡土手内41号線の舗装工事を実施し、堤防の強化に取り組みます。

次に、町内で発生する大規模な災害への備えについては、引き続き備蓄品及び非常食の計画的な拡充を行うこととし、令和8年度に完成予定の（仮称）地域防災センターや柴田町総合体育館を中心に、一部の拠点が被災しても他の拠点から物資が融通できる分散備蓄型の体制を構築いたします。加えて、地域防災の要である消防団の体制強化を目的に、消火活動用防火衣を複数年かけて配備するほか、水害時に現場で活動する町職員についても救命胴衣を配備します。

また、赤ちゃんからお年寄りまでが毎日を生き生きと元気に暮らしていけるようにするための取組として、令和8年度から母子免疫ワクチンであるRSウイルスワクチンが妊娠28週から37週までの妊婦を対象に定期接種化されることから、柴田町においても実施いたします。

さらに、出産後から切れ目のない健康診査の実施体制を整備するため、疾病や異常の早期発見を目的とした1か月児健康診査の費用を助成し、乳児の健康の保持及び増進を図ります。

インフルエンザ任意予防接種については、これまで受験生を控える中学校3年生を対象に助成をしてきました。近年、乳幼児への対象年齢拡大を望む声が数多く聞かれておりましたので、乳幼児のインフルエンザの流行を最小限に抑え、重症化を予防するため、生後6か月から未就学児までに一部助成の対象を拡大いたします。

また、虫歯予防を推進するため、現在、槻木保育所と船岡保育所で、4歳児、5歳児の希望者に行っているフッ化物洗口事業については、新たに西船迫保育所においても実施いたします。

次に、高齢者等に対しては、高齢者の心身の多様な健康課題の解決や健康保持・増進を図るため、地域包括支援センター等の介護や保健関係機関が連携し、健康寿命の延伸に向けたフレイル予防に関する健康教育や医療・健診受診勧奨等を一体的に実施します。

また、60歳と65歳の町民を対象に実施してきた胃内視鏡検診の対象年齢を、令和8年度においては50歳から69歳までの町民に拡大をいたします。

社会福祉の推進につきましては、令和8年度に3年目となる第2期柴田町地域福祉計画に基づき、地域共生社会の実現に向けて、柴田町社会福祉協議会をはじめ、地域住民や関係機関等

と連携、協力し、物価高騰などの影響によって生活が困窮する家庭との相談や、就労が困難な方への支援、さらに成年後見制度を適切に利用できる支援体制の構築と権利擁護支援のための地域連携ネットワークづくりに取り組んでまいります。

障がい福祉の推進につきましては、令和9年度から第4次障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画を策定し、障がい福祉のさらなる推進を図ります。

高齢者福祉の推進につきましては、令和9年度から柴田町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画を策定し、地域包括ケアシステムの深化と介護サービスの充実をさらに進めてまいります。

3つ目の目標は、「子どもたちの成長と学びを支えるまちづくり」でございます。

まず、子ども・子育て支援として、保育所に入所していないゼロ歳6か月から満3歳未満までの子どもを対象に、保護者の就労条件を問わず、一定時間の利用可能な枠の中で保育所等の施設を利用できる乳児等通園支援制度（通称「こども誰でも通園制度」）を実施いたします。

また、槻木保育所の民営化については、令和7年度中に保育所を設置、運営する事業者が決まりましたので、令和8年度には選定した事業者との間で、令和10年4月1日の開園に向けた私立保育園の整備内容や、槻木保育所からの保育の引継ぎについて協議を進めてまいります。

教育関連では、かねてより保護者から要望をいただいております小学校学校給食費の無償化につきましては、国からの無償化に対する交付金を活用しながら、不足する分については町が負担し、完全無償化を実施いたします。

学校施設の整備につきましては、猛暑から生徒の健康を守り、また避難所機能を強化するため、中学校体育館への本格的な空調機設置に向けた実施設計を行います。これにより、平常時には快適な中で教育活動が行え、災害時には安心して過ごせる避難所となるよう、順次整備してまいります。

次に、スポーツを通じた生徒の健やかな成長を支えるため、船迫中学校テニスコートの修繕を行います。生徒たちが安全かつ快適な環境で部活動に打ち込めるよう、施設環境の向上を図ってまいります。

さらに、学びを支える教育環境の充実についてです。教員の働き方改革の一環として、町内3つの中学校に自動採点システムを導入します。これにより校務負担を軽減し、生徒と向き合う時間を創出するとともに、テスト結果のデータを分析し、生徒一人一人に応じたきめ細かな指導につなげてまいります。

生涯学習やスポーツ及び文化活動の推進においては、国のスポーツ基本計画などを参考に、

今後10年間のスポーツ政策の目指すべき方向性や主な施策など、新たなスポーツ振興に向けた柴田町スポーツ推進計画を策定いたします。

計画には、総合体育館指定管理者や柴田町総合型地域スポーツクラブ及び仙台大学等と連携し、気軽にスポーツを楽しみ、健康づくりや仲間づくりを通じ、将来にわたり子どもたちの発育・発達段階に応じて、継続的に多様なスポーツに親しむことができる機会の確保を盛り込みます。

中学校の部活動における地域展開については、教育的意義の継承や、地域全体で子どもたちのスポーツ・文化芸術活動が持続可能となる仕組みづくりを構築するとともに、自主的な活動が可能となるよう支援してまいります。

4つ目の目標は、「地域資源を活用した稼ぐ力の醸成」でございます。

人口が減る中においても、町なかに活気を生み出していくためには、誰もが気兼ねなく集まり交流できる空間をつくり、交流人口や関係人口の拡大を図ることが重要となってきます。人と人との出会いや交流、情報交換ができる、にぎわいあふれる拠点を整備し、新たな柴田町の魅力や付加価値、ビジネスの創出につなげてまいります。

そのリーディングプロジェクトとして、船岡城址公園としばたの郷土館エリアを1つの一体的なエリアとし、豊かな自然や歴史、文化を生かしたにぎわいづくりの拠点となるリノベーションを本格化させます。

令和8年度においては、にぎわい交流拠点の核となる新図書館建設工事の本格化、みんなの広場の完成、如心庵の改修に向けた調査等を行い、（仮称）まちなか交流センターの整備事業に着手します。

昨年、有名な若手女優が出演したアルコール飲料のCMによって全国的に知名度が高まった船岡城址公園においては、新スロープカーの年度内完成に合わせて、観光物産交流館さくらの里前駐車場の整備に着手するとともに、多言語マップ、外国語表記の案内板の設置、また、しばた桜まつりにおいて、玄関口となる船岡駅に観光交流センター機能を整備し、インバウンド客など国内外からの観光客の受入れ体制を強化いたします。

こうした観光施設を充実させ、柴田町らしい景観、歴史、文化、グルメ等の体験や、住民等と交流するイベント等の観光コンテンツを充実させることで、観光地としての魅力をさらに向上させてまいります。

今後、このエリア内へのさらなる集客力を高めるために、各施設の運営の在り方やイベント等を企画、検討する住民や活動団体、事業者や行政をメンバーとした（仮称）エリアマネジメ

ント協議会を組織する準備を進めてまいります。

こうした新たなエリアの魅力を国内外にアピールするために、みやぎ蔵王ハーモニー花回廊推進協議会と連携し、広域的な観光振興を強化いたします。

次に、柴田町ならではの農作物や農産加工品の生産、また、緑豊かな景観や田園風景、里地、里山を保全していくために、持続可能な農業、農村の振興に力を入れてまいります。

農業、農村の展開としては、引き続きスマート農業を推進するため、地域農業の担い手となる農業法人や認定農業者等が導入するトラクター、田植機、コンバイン、ドローン、後づけ自動操舵システムへの支援を強化するとともに、デジタル技術の導入を促し、農作業の効率化や省力化、生産性の向上を図ります。

令和5年度から開始した圃場整備事業は、現在6地区が事業採択され、水田の大区画化や農道、用排水路等の整備を進めております。今後は、担い手農地を集積、集約するとともに、高収益作物の導入を図り、稼ぐ力を強化いたします。

5つ目の目標は、「デジタル化による自治体イノベーションの推進」です。

増え続ける自治体の業務量の効率化や適正化を図るため、自治体のDX戦略を推進します。行政サービスのデジタル化の一環として、マイナポータルを入りにオンライン申請の対象拡大を進めます。

具体的には、申請手続等をオンラインで行うことができるようにするなど、住民が役場に行かなくても行政サービスが受けられることを実感できるようにいたします。

次に、限られた職員と予算で多様な課題に対応し、行政サービスの維持向上を図るため、行政サービスの棚卸しを行い、デジタル技術を活用した事務作業の効率化や補助金の適正化、職員の働き方改革を進めます。

昨年策定した「デジタル化を見据えた行財政適正化推進計画」を着実に実施し、計画に盛り込んだ10分野92項目の実施状況を毎年度評価し、業務の適正化を図ります。

最後に、柴田町は現在、未来に向け自立的な発展が可能となるような自治体を目指し、行政組織を機動的、効率的、効果的に動かすために3つのモットーを掲げ推進しております。

1つは、「政策は予算なり」の徹底です。町民の皆様が喜ぶような政策や行政サービスを打ち出そうとしても、財源がなければ絵空事にしかありません。税収は増えているものの、社会保障費がそれ以上に上回る現在の財政構造の下では、柴田町の一般財源だけで新しい公共事業への着手や住民サービスの提供を行うことは困難となっております。

公債費の償還額が約15億円台となっている令和11年度までは耐える時間帯が続きます。町と

しては、今後も税収を伸ばす努力をしながらも、一方で、国や県の補助金の確保や有利な地方債の活用、ふるさと納税寄附金の増収、さらに公共施設等総合管理計画に基づいた公共施設の統廃合を通じて、遊休地や類似施設の民間への売却や貸与を進め、財源の確保に努めてまいります。

2つに、「エビでタイを釣り上げる政策」を徹底します。国や県が新しく展開する政策をこれまで以上にアンテナを高くし、いち早くキャッチするとともに、国や県が目指す施策や事業の成功モデルとなるような町独自の政策提言を行い、町の少額な一般財源で大きな事業予算を獲得し、事業を展開してまいります。

3つに、「行き過ぎた経済成長モデルからウェルビーイングな社会への転換」でございます。より大きな規模の経済や都市の拡大といったスケールメリットを追求する拡大主義は、資源の制約や人手不足、過当競争によって限界が来ております。今後は、人口が半減する時代に合わせて、無理な成長を求めず、柴田町に住んでいる一人一人の生活の質を高め、幸せを実感できるウェルビーイングな社会の実現、また町全体をコンパクトにし、エリアマネジメントへの取組やサードプレイスの整備によって、交流人口、関係人口を拡大し、にぎわいをつくり出していく戦略で柴田町の未来を切り開いてまいります。

まちづくりは行政だけでできるものではございません。住民や企業、事業者、そして行政が一体となって目指すべき柴田町の将来像を共有しながら、コンパクトできらりと光るアグレッシブなまちづくりを今後も展開してまいります。

今年は、ひのえうまの年でございます。火と火が重なり、エネルギーに満ちあふれた年になると言われております。私としては、ひのえうまの年にふさわしく、町制施行70周年の節目の年を盛大に祝いたいと思っております。

改めて、新たな情熱をたぎらせ、果敢に行動し、未来を切り開くリーディングプロジェクトを責任を持って着実に前に進め、柴田町を元気にしていきたいと思っておりますので、議員の皆さん、町民の皆さんのご支援を賜りますようお願い申し上げます、施政方針といたします。

以上です。

ちょっと2か所、訂正をさせていただきます。

財源の確保のほうで、ふるさと柴田応援基金3億4,000万円と読んだのですが、3億4,700万円を充当しているということです。

もう一つ、圃場整備ですが、令和5年度と言いましたけれども、平成25年度から開始していると訂正をさせていただきたいと思います。

○議長（石森靖明君） お諮りいたします。施政方針に対する質疑は、当初予算審議の際に総括質疑の中で行います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） 異議なしと認めます。

なお、令和8年度各種会計予算についての総括質疑の要旨は、議会運営委員会の協議の結果、本日午前9時30分まで議長へ提出となっております。

総括質疑は3名の議員から提出がありましたので、お知らせいたします。

総括質疑は3月9日に行います。

---

---

日程第5 議案第65号 柴田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

日程第6 議案第66号 柴田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（石森靖明君） 日程第5、議案第65号柴田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例、日程第6 議案第66号柴田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、以上2件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第65号柴田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例及び議案第66号柴田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、特定乳幼児等通園児支援事業、通称、こども誰でも通園制度が施行されることに伴い、議案第65号は、町が給付する給付費の支給に関する確認手続を行うための基準を新たに定めるもので、議案第66号は、各施設の設備及び運営についての国の基準が改正されたことにより、条例の文言等を修正するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

また訂正をいたします。特定乳幼児と読んだそうで、特定乳児でございます。訂正させていただきます。

○議長（石森靖明君） 補足説明を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（真嶋朱美君） それでは、議案第65号柴田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、詳細説明を申し上げます。

議案書3ページをご覧ください。

初めに、本条例を提案する趣旨について説明いたします。

町長の提案理由にもありましたとおり、子ども・子育て支援法の一部改正により、令和8年度から、保育所等に通園していないゼロ歳6か月から3歳未満の児童を対象に、一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件等を問わず柔軟に利用できる乳児等通園支援事業、通称、こども誰でも通園制度が導入されます。

子ども・子育て支援法に規定する乳児等通園支援事業を実施する事業者のうち、内閣府令による特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に基づいて、町が定める条例の基準を満たしていることが確認できた事業者は、特定乳児等通園支援事業者として乳児等支援給付費が給付されることとなります。

このことから、国の定める基準に従い、本条例を制定しようとするものです。

次に、目次により条例の構成についてご説明いたします。

第1章は総則として、条例の趣旨及び一般原則を定めております。

第2章は、第1節において利用定員、第2節において運営に関する基準により構成されております。

第3章は雑則として、電磁的記録等について定めております。

次に、本条例の内容についてご説明いたします。

第1章総則、第1条は、本条例の趣旨に関すること。

第2条は、特定乳児等通園支援事業者の一般原則に関することを定めるものです。

4ページをお開きください。

第2章第1節第3条は、利用定員について、第2節第4条は、初回面談時に保護者の心身の状況及び養育環境を把握することと、重要事項の説明を行い、保護者の同意を得ることを定めております。

5ページをご覧ください。

第5条は、正当な理由なく利用の申込みを拒んではならないこと。

第6条は、利用について、町が行うあっせん及び要請に協力すること。

第7条は、最初の利用の際、保護者から提示された乳児等支援支給認定証に記載された事項を確認すること。

第8条は、乳児等支援給付認定の申請について、保護者に必要な援助を行うこと。

第9条は、特定乳児等通園支援の提供に当たり、子ども及びその保護者の心身の状況等を把握すること。

第10条は、特定教育保育施設等との連携に関することについて定めるものです。

6ページをお開きください。

第11条は、支援を提供した日時等の記録をつけること。

第12条は、支援に要した費用の支払い等について定めるものです。

7ページをご覧ください。

第13条は、乳児等支援給付費の額に係る通知等に関すること。

第14条は、支援の取扱い方針について。

第15条は、事業者が自ら提供する支援の質の評価と改善に関すること。

第16条は、子ども及びその保護者からの相談に適切に対応すること。

第17条は、緊急時の対応に関すること。

第18条は、乳児等支援給付認定保護者に関する町への通知について定めるものです。

8ページをお開きください。

第19条は、運営規程を定めること。

第20条は、職員の勤務体制の確保について。

第21条は、利用定員の遵守について。

第22条は、保護者が事業所を選択する際に必要となる重要事項を公衆の閲覧に供することを定めるものです。

9ページをご覧ください。

第23条は、子どもを平等に取り扱う原則。

第24条は、虐待等の禁止。

第25条は、子どもまたはその家族に関する秘密保持等について。

第26条は、支援の内容に関する情報の提供等について。

第27条は、金品その他の財産上の利益供与等の禁止について定めるものです。

10ページをお開きください。

第28条は、苦情解決に関すること。

第29条は、地域との連携等について。

第30条は、事故発生の防止及び発生時の対応について定めるものです。

11ページをご覧ください。

第31条は、特定乳児等通園支援事業の会計を、ほかの事業の会計と区分すること。

第32条は、職員、設備及び会計に関する記録のほか、支援を提供した内容等に関する記録等を整備し保存することについて定めるものです。

第3章雑則、第33条は、整備、保存する記録や交付または提出する書面等を電磁的記録等により作成する場合の取扱いなどについて定めております。

13ページをお開きください。

附則です。この条例の施行日を令和8年4月1日と定めるものです。

続きまして、議案第66号柴田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、詳細説明を申し上げます。

議案書15ページをお開きください。

今回の改正は、国の基準が改正されたことに伴うものです。

改正の内容は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、乳児等支援給付費が創設されたことと併せて、離島、その他の地域における乳児等通園支援事業が円滑に実施できるよう条文を追加し、その他文言等についての改正を行うものです。

それでは、条文の説明をいたします。

第9条及び第10条の見出し及び条文中の「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改めます。

次に、第13条の見出し中、「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改めます。

16ページをお開きください。

第16条第6号中「乳児、幼児の区分ごとの利用定員」を「利用定員」に改め、7号中の文言の整理を行うものです。

次に、第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改めます。

次に、第20条第3項中「利用定員」の次に参照法令名などを追加したものです。

17ページをご覧ください。

第23条に「設備及び職員の基準の特例」を1条追加いたします。これは、離島、その他の地域における特例措置を定め、乳児等通園支援事業を円滑に実施することができるようにするものです。

第23条の追加により、第24条以降が繰り下がります。

次に、改正前の第26条後段を削りまして、改正後の第27条において、準用についての文言の整理を行います。

次に、改正前の第27条中「その職員」を、改正後の第28条において「その乳児等通園支援事業所の職員」に改めます。

18ページをお開きください。

附則です。施行日を令和8年4月1日とするものです。

詳細説明は以上となります。よろしくご審議願います。

○議長（石森靖明君） 本件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

---

---

### 日程第7 議案第67号 柴田町公告式条例の一部を改正する条例

○議長（石森靖明君） 日程第7、議案第67号柴田町公告式条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第67号柴田町公告式条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、現在、役場掲示板に掲示して行うこととしている条例の公布等の手続を、町の公式ウェブサイトの掲示板においても行うことができるよう改正するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（石森靖明君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（藤原輝美幸君） それでは、議案第67号柴田町公告式条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書19ページをお開きください。

この公告式条例は、地方自治法の規定により、条例の公布などについて必要な事項を定めているものです。

今回は、第2条第2項の条例の公布について、現在、役場庁舎の掲示場へ交付しているものを、町公式ウェブサイトの掲示場でも可能とするよう改正するものです。

手続がデジタル化され、職員の業務の効率化が図られます。

附則です。この条例は令和8年4月1日から施行とするものです。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（石森靖明君） 本件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

---

---

**日程第 8 議案第 68 号 柴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（石森靖明君） 日程第 8、議案第68号柴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第68号柴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、級別職務分類表について、地方公務員法上の職務給の原則に基づいた適切な給与上の処遇となるよう、役職と職務の級の対応関係を整理し、職務の級の 6 級及び 7 級の職務の欄を改正するものです。

詳細につきましては副町長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（石森靖明君） 補足説明を求めます。副町長。

○副町長（水戸英義君） 議案第68号柴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書21ページをお開きください。

今回は、柴田町職員の給与に関する条例に規定する級別職務分類表における職務の級のうち、6 級及び 7 級について改正をするものでございます。

級別職務分類表については、地方公務員法第24条第 1 項の規定により、職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならないとされております。今回の改正では、6 級の職務の欄に、会計管理者の職務を加え、7 級の職務の欄に総務課長を加える改正を行うものでございます。

会計管理者については、地方自治法の改正によりまして、平成19年 4 月 1 日から特別職でありました収入役に代えて、一般職として設置されました。当時の考え方としては、特別職の後任の職務を行う者として、会計管理者を 7 級固定としたものですが、今回の改正により、会計管理者には有能な職員を早めに登用することが可能となるものでございます。

また、会計管理者は 6 級にとどまるものではなく、一定期間を良好な成績で勤務すれば 7 級

に昇格できるものでございます。

附則です。この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（石森靖明君） 本件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

ただいまから休憩いたします。

10時45分再開します。

午前10時32分 休 憩

---

午前10時45分 再 開

○議長（石森靖明君） 再開いたします。

---

---

#### 日程第9 議案第69号 柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（石森靖明君） 日程第9、議案第69号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第69号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和6年6月12日に公布され、子ども・子育て支援金制度が創設されることに伴い、国民健康保険税の課税額に、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に関する規定を新たに加えるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（石森靖明君） 補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（渡辺 潤君） それでは、議案第69号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

議案書23ページをお開きください。

初めに、条例を改正することとなった経緯をご説明させていただきます。

現在、国では子ども未来戦略加速化プランとして、児童手当支給対象年齢の延長や所得制限の撤廃、妊産婦に対し支援給付金の給付などを実施し、少子化対策を抜本的に強化するとして

おります。

これら事業の財源として、社会保険や共済保険、そして国民健康保険など全ての医療保険から保険料と合わせて徴収するとされており、今回、子ども・子育て支援納付金課税額を条例に追加する改正を行うものです。

条例の詳細説明をいたします。改正後の欄をご覧ください。

まず初めは、第2条第1項第1号です。基礎課税額に、子ども・子育て支援法の規定による子ども・子育て支援納付金が課税の対象となり、24ページに移りまして、第4号として、課税額に子ども・子育て支援納付金課税額を追加するものです。

第5項です。この課税額は、加入している被保険者の所得割額、均等割額及び平等割額の合算とし、また18歳未満の被保険者の均等割額については課税の対象ではないとしております。そして、この減少した税額は18歳以上の被保険者に加算することを規定しております。さらに、課税の合計額が3万円を超える場合は3万円とし、限度額を3万円と規定しております。

25ページをお開きください。

税率及び税額の規定です。

第9条の4です。所得割額の税率を0.27%と定めるものです。

次に、第9条の5、均等割額です。26ページに移りまして、被保険者1人につき年額1,200円とするものです。

第9条の6です。課税の対象としない18歳未満の均等割額を、18歳以上の被保険者で負担する均等割額です。その額を年額100円としているものです。そのことにより、18歳以上の均等割額は合わせて年額1,300円となります。

続きまして、第9条の7です。こちらは世帯ごとの平等割額になります。

初めに、2号の特定世帯、3号の特定継続世帯の説明をさせていただきます。例えば、夫婦2人で国民健康保険に加入している場合、世帯の1人が後期高齢者医療へ移行となったときに、保険税の急激な負担増を緩和するための軽減措置の制度です。国保から後期へ移行し、国保の加入者が1人となった世帯は特定世帯として5年間、平等割額が半額になります。特定世帯が5年後も継続する場合は特定継続世帯として、その後3年間は4分の1が減額され、税額が4分の3となるものです。

平等割額の税額は、1号として一般の世帯は年額800円となり、2号の特定世帯は半額の400円、3号の特定継続世帯は4分の3の600円となります。

第23条です。国民健康保険税の減額です。

第23条第1項において、国保税の減額が規定されております。改定していないため、太字では表記されておりませんが、医療保険分の限度額が66万円、後期高齢者支援金分が26万円、介護保険分が17万円です。

そして今回、27ページにかけまして、子ども・子育て支援納付金課税額の3万円が追加されることによって、限度額は112万円となります。

次の第23条第1項第1号は、7割軽減の規定です。27ページの一番下になりますが、キは均等割額1,200円に対し7割の840円が軽減されると規定したもので、28ページに移りまして、次のクは18歳以上の被保険者で負担する税額100円に対し7割の70円が軽減されます。

続きまして、世帯別平等割額となります。

(1)の一般世帯は、税額800円に対し7割の560円が軽減され、(2)の特定世帯と(3)の特定継続世帯も同様に7割軽減を規定しております。

次の28ページから29ページにかけてあります2号のキ、ク、ケは5割軽減の規定となります。29ページ中頃からある3号のキ、ク、ケは2割軽減の規定です。

30ページをお開きください。

第23条第2項第3号です。こちらは、未就学児の均等割額について2分の1が減額されると規定したものです。

31ページをお開きください。

第23条第3項の規定になりますが、国保の被保険者で出産される方がいる場合、出産するお子様が1人のときは出産する方4か月分の国保税が減額されます。そのため、子ども・子育て支援納付金課税額についても同様に減額の規定を設けるものです。7号は所得割額について、8号及び9号は均等割額となります。

第23条第4項です。子ども・子育て支援納付金課税額については、18歳未満の被保険者については均等割額を減額すると規定している条項です。先ほど、未就学児については2分の1が減額されると説明させていただきましたが、減額後に残った2分の1を含め、18歳未満の被保険者均等割額については全て均等割が減額すると規定したものです。

32ページをお開きください。

附則です。課税の特例について、子育て支援金課税額の所得割額、第9条の4を追記するものです。合わせて10か所ございます。

38ページをお開きください。

欄外の附則です。1号として、この条例は令和8年4月1日から施行し、2号は令和7年度

分までの国民健康保険税については従前の例によると規定するものです。

以上、柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の詳細説明となります。ご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（石森靖明君） 本件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

---

#### 日程第10 議案第70号 課設置に関する条例の一部を改正する条例

○議長（石森靖明君） 日程第10、議案第70号課設置に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第70号課設置に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、各課の事務分掌のうち、現在、町民環境課において行っている消費者行政に関する事務を商工観光課において行うよう改正するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（石森靖明君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（藤原輝美幸君） それでは、議案第70号課設置に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書39ページをお開きください。

課設置に関する条例第3条に規定する各課の事務分掌のうち、現在、町民環境課において行っている消費者行政に関する事務を、町内商工業の振興を担っている商工観光課において行うよう規定を改めるものです。これにより、消費者保護との連携が図られ、地域経済の健全化に寄与するものです。

附則です。この条例は令和8年4月1日から施行とするものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（石森靖明君） 本件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

---

#### 日程第11 議案第71号 柴田町道路占用料条例の一部を改正する条例

○議長（石森靖明君） 日程第11、議案第71号柴田町道路占用料条例の一部を改正する条例を議

題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第71号柴田町道路占用料条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、令和6年度の固定資産税評価額の評価替え等を踏まえて、道路法施行令に規定する国道の道路占用料が改正され、令和8年4月1日から施行されることに伴い、町道の道路占用料も同水準の額に改正するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（石森靖明君） 補足説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） それでは、議案第71号柴田町道路占用料条例の一部を改正する条例についての説明を申し上げます。

議案書41ページをお開きください。

この改正は、道路法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、その基準を準拠して道路占用料条例の一部を改正するもので、第2条及び別表の改正になります。

改正の背景といたしましては、町の道路占用料は道路法施行令に準拠して単価を設定しておりますが、国において、固定資産税評価額の評価替え、地価に対する賃料の水準の動向などを踏まえ、道路法施行令別表に定める額の改正があったことから、今回改正を行うものです。

さらに、道路占用許可対象物件に、自動車運行補助施設、水素供給施設、備蓄倉庫が追加されたことから、今回これらの占用料の額を定めるとともに、道路法施行令第11条の9第1項に規定する応急仮設住宅について、占用料を免除できる施設として追加するものです。

まず初めに、第2条第2項では、占用料の免除できる事項を定めた条項となりますが、第1号に道路法施行令第11条の9第1項に規定する応急仮設住宅を追加するもので、第2号から第6号までは各号を繰り下げるものです。

次に、占用料改正については、改正後の別表を別記1とし、改正前の別表を別記2として記載しております。

議案書42ページから43ページをご覧ください。

道路法32条第1項第1号に掲げる、こちら電柱等になりますけれども、工作物から、法第32条第1項第2号に掲げる上下水道管などの埋設物までは約50%のアップ改正となります。

法第32条第1項第3号に掲げるキドウなどの施設に新たに自動車運行補助施設を追加するものです。

議案書43ページから44ページをご覧ください。

43ページの法第32条第1項第4号に掲げる、ほろ、雪よけなどの施設から、44ページの令第7条第12号に掲げる自転車の車止めなどの器具までについては約25%のアップ改正となります。

令第7条第14号に掲げる水素供給施設と、条例第7条第15号に掲げる備蓄倉庫について、新たに追加するものです。

議案書48ページをご覧ください。

附則になります。この条例は令和8年4月1日から施行するものとするものです。

次に、経過措置です。2としまして、改正後の道路占用料等条例の規定は、この条例の施行日以後に徴収すべき占用料について適用し、施行日の前日までに徴収すべき占用料については、なお従前の例によるものとするものです。

3としまして、施行日前に納入すべき期限が到来したこの条例による改正前の柴田町道路占用料条例第2条に規定する占用料に係る延滞金については、なお従前の例によるものとなります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石森靖明君） 本件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

---

## 日程第12 議案第72号 柴田町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（石森靖明君） 日程第12、議案第72号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第72号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、令和7年度税制改正による介護保険の1号被保険者の保険料収入が減少することを防ぐため、介護保険法施行令の一部が改正され、令和8年4月1日から施行されることから、本町においても、これに対応するための条例に所要の改正を加えるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

願いたします。

○議長（石森靖明君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（三浦英明君） それでは、議案第72号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

議案書49ページをお開きください。

初めに、改正の理由でございます。今回の条例の一部改正は、令和7年度税制改正において給与所得控除額が引き上げられたことから、令和6年と令和7年の給与収入額が同額であっても、介護保険料の所得段階が下がり、納付する介護保険料が減少する65歳以上の1号被保険者が想定されます。その結果、現在の介護保険事業計画で見込んだ令和8年度の介護保険料収入が減少する可能性があります。

この収入減少を防ぐため、介護保険法施行令において、令和8年度分の介護保険料の所得段階算定に特例を設け、税制改正前の給与所得控除額で算定した場合、非課税の基準に達しないものは、税制改正後の給与所得控除額で計算し、非課税となった場合でも令和8年度に限り、町民税が課税されているものとみなす改正が本年4月1日に施行されることとなりました。

この介護保険法施行令改正により、令和7年度に引き続き令和8年度も町民税非課税の基準から、給与所得控除の引上げ分の範囲で就労収入を増加させた者は、令和8年度介護保険料算定において課税者とみなされ、保険料が増額となる場合があることから、令和8年度に限り介護保険料の減免を行うための所要の改正を行うものでございます。

次に、条例改正の内容です。今回は令和8年度のみの特例のため、附則での改正といたします。

改正後の附則に第10条を追加し、第1項では、令和8年度、みなし課税者となった場合に算出される介護保険料の段階が介護保険法施行令附則第25条の規定の適用がないものとした場合の介護保険料段階よりも高く決定されたときは、令和8年度分の介護保険料を減免する規定とします。

50ページをお開きください。

第2項では、減免する介護保険料の額は、みなし課税者として算定された介護保険料と令和7年度税制改正前の内容で算定された介護保険料の差額分に相当する額と定めるものです。

第3項は、今回の減免については、事務負担の軽減等の観点から申請を要しないとするものでございます。

なお、この条例改正は令和8年4月1日より施行するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（石森靖明君） 本件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

---

日程第13 議案第73号 令和7年度柴田町一般会計補正予算

日程第14 議案第74号 令和7年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

日程第15 議案第75号 令和7年度柴田町介護保険特別会計補正予算

日程第16 議案第76号 令和7年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

日程第17 議案第77号 令和7年度柴田町下水道事業会計補正予算

○議長（石森靖明君） 日程第13、議案第73号令和7年度柴田町一般会計補正予算、日程第14、議案第74号令和7年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算、日程第15、議案第75号令和7年度柴田町介護保険特別会計補正予算、日程第16、議案第76号令和7年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算、日程第17、議案第77号令和7年度柴田町下水道事業会計補正予算、以上5件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第73号令和7年度柴田町一般会計補正予算から議案第77号令和7年度柴田町下水道事業会計補正予算までの提案理由を申し上げます。

議案第73号につきましては、歳出では、各種事業における事業費確定による減額のほか、船舶小学校照明器具更新工事や過年度に執行した補助事業の精算による国県支出金の返還金などに要する経費について補正を行い、歳入では、今回の事業費確定に伴う特定財源の確定や事業費の財源として、町税、国県支出金、財産収入、寄附金及び町債などについて補正を行います。

また、事業費の減額や歳入の増額により、財政調整基金、町債等管理基金及びスポーツ振興基金など基金繰入金の繰戻しを行い、このほか繰越明許費の追加及び変更並びに債務負担行為及び地方債の追加変更及び廃止を行います。

歳入歳出それぞれ1億6,391万1,000円を減額し、補正後の予算総額は173億161万円となります。

議案第74号につきましては、歳出では、保健事業費の額が確定することにより減額し、歳入では、保健事業費の財源である繰入金を減額するものです。

歳入歳出それぞれ1,086万円を減額し、補正後の予算総額は39億5,564万8,000円となります。

議案第75号につきましては、歳出では、保険給付費を減額し、歳入では、介護給付費負担金、介護給付費及び交付金を減額するものです。

歳入歳出それぞれ558万3,000円を減額し、補正後の予算総額は33億5,227万1,000円となります。

議案第76号につきましては、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を増額し、歳入では、後期高齢者医療保険料を増額するものです。

歳入歳出それぞれ1,441万円を増額し、補正後の予算総額は5億7,956万9,000円となります。

議案第77号につきましては、企業債の借入金利息及び人件費を増額するものです。

収益的収入支出及び資本的収入支出のいずれも収入の補正はなく、支出のみ増額となります。

収益的支出は194万1,000円を増額し、補正後の予算総額は11億9,642万2,000円となります。

資本的支出は7万円を増額し、補正後の予算総額は14億1,355万4,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（石森靖明君） 補足説明を求めます。

初めに、議案第73号について、財政課長。

○財政課長（大山 薫君） それでは、補足説明をいたします。

議案書51ページをお開きください。

議案第73号令和7年度柴田町一般会計補正予算です。

町長が申しあげました提案理由のとおり、歳入歳出予算の減額補正を行うとともに、繰越明許費の追加及び変更、債務負担行為の追加、変更及び廃止、地方債の追加、変更及び廃止を行うものです。

56ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正です。追加10件です。

2款1項総務管理費、広報広聴事業は、1月28日に議決いただいたホームページ管理システム改修委託料について作業の遅れが見込まれ、年度内の完了が困難となることから繰り越すものです。

次の情報政策事務事業は、県道亘理村田蔵王線改良工事に伴う電線等撤去について、県の道路改良工事の遅れが見込まれるため繰り越すものです。

3項戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳事務事業の住民情報システム改修業務委託料、戸籍附票システム改修業務委託料、コンビニ交付システム改修業務委託料、合わせて467万

5,000円については、総務費国庫補助金の社会保障税番号制度システム整備費補助金により実施するもので、今回の歳入歳出予算にも計上しております。年度内完成を見込めませんので、繰り越すものです。

3款2項児童福祉費、物価高対応子育て応援手当支給事業は、所属先から児童手当を受給しており、町への申請が必要となる公務員支給対象者分について繰り越すものです。

8款4項都市計画費、新しい地方経済・生活環境創生基盤整備事業は、町道船岡西7号線ほか整備事業及び船岡城址公園整備事業について、資材納期の遅延発生や工事に関連する支障電柱の移転に不測の日数を要したことから、それぞれ繰り越すものです。

また、新図書館整備事業についても、令和8年度に使用する事業費分について繰り越すものです。

次に、10款1項教育総務費、学校施設管理事業の船迫小学校照明器具更新事業については、国庫補助事業として学校施設環境改善交付金により実施するもので、今回の歳入歳出予算にも計上しております。年度内完成が見込めませんので、繰り越すものです。

次に、変更1件です。

8款2項道路橋りょう費、防災・安全社会資本整備交付金事業、道路新設改良事業は1月28日に議決いただいた町道四日市場1号線ほか2路線、橋梁詳細設計委託料及び橋梁詳細設計監理委託料について、各種手続に不測の日数を要し、年度内完了が困難となることから繰り越すものです。

57ページをお開きください。

第3表、債務負担行為補正です。追加2件です。

主に令和8年度当初から事業を実施するために、今年度中に契約行為などの事前手続を行うため、債務負担行為として追加するものです。

次の変更については22件です。

これらは、主に事業執行のための契約を締結したことなどにより限度額を変更するものです。期間については変更ございません。

58ページをお開きください。

次に、廃止1件です。

新図書館建設工事に係る工事監理委託契約において、新図書館建設の設計事業者が受託者に決定したことから、新図書館建設工事設計意図伝達委託料が不要となるため廃止するものです。

59ページをお開きください。

第4表、地方債補正です。追加は1件です。

学校教育施設等整備事業費として限度額360万円を計上しております。第2表、繰越明許費補正でも説明しましたが、歳出の10款1項2目教育管理費に補正計上しております船迫小学校照明器具更新工事の財源とするものです。

次に、変更2件です。

都市構造再編集中支援事業については、国から示された事業費の確定により限度額を減額するものです。

次の保健体育施設適正管理推進事業費については、槻木体育館解体工事の事業費確定により限度額を減額するものです。

次に、廃止1件です。

起債対象事業として当初、業務委託を見込んでいた既設車庫棟解体工事設計について、自前での工事費の積み上げが可能となったことから、公共施設等除却事業費を廃止するものです。

62ページをお開きください。

一般会計補正予算に関する説明書になります。

歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入です。

今回は年度末の補正予算となることから、それぞれの科目において、歳入の確定見込額により補正計上をしております。

主なものについて説明いたします。

1款1項町民税2目の法人町民税8,341万円の増は、申告納付額の増によるものです。

同じく2項1目固定資産税5,035万9,000円の増は、新築家屋及び償却資産の増によるものです。

16款1項1目民生費国庫負担金3,613万8,000円の増は、主に、次の63ページをお開きください。6節児童福祉費負担金、保育給付費4,104万8,000円の増によるものです。

次に、16款2項1目総務費国庫補助金5,209万2,000円の減は、主に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付額確定によるものです。

同じく4目土木費国庫補助金2,959万円の減は、主に都市構造再編集中支援事業費補助金の減によるものです。今年度、国から都市構造再編集中支援事業として認められた事業量が現計予算よりも少なかったことから減額となったものです。

64ページをお開きください。

5目教育費国庫補助金185万1,000円の増は、学校施設環境改善交付金の増によるもので、歳

出の教育費にこの交付金を充当する船迫小学校照明器具更新工事を計上しております。

17款1項1目民生費県負担金2,973万2,000円の減は、主に7節施設型給付費の減によるものです。

66ページをお開きください。

19款1項1目民生費寄附金20万円の増は、町内企業1社からの寄附です。保育所費の西船迫保育所の備品購入費に充当いたします。

その下、5目一般寄附金15万円の増は、町外の個人1名からの寄附です。

20款1項2目基金繰入金1億8,276万3,000円の減は、主に財政調整基金に2,631万4,000円を、町債等管理基金に5,625万5,000円を、次の67ページをお開きください。スポーツ振興基金に1億円をそれぞれ繰戻しするものです。

これにより、財政調整基金の残高は、歳出予算に計上しております基金利子分の積立金を合わせ約13億9,500万円、町債等管理基金の残高は約4億8,100万円、スポーツ振興基金の残高は約6億5,800万円となります。

68ページをお開きください。

次の23款1項町債につきましては、第4表、地方債補正で説明したとおりです。

69ページをお開きください。

続いて、3、歳出です。歳入と同じように、今年度の最終的な補正予算ですので、主には事務事業に要する経費の確定見込額により補正額を計上しております。

主なものについて説明いたします。

2款1項2目企画管理費2,029万2,000円の増ですが、次の70ページをお開きください。22節に国県支出金等返還金2,238万1,000円を計上したためです。これは、令和6年度の物価高騰対応重点支援交付金事業の精算に伴う返還金です。

75ページをお開きください。

3款2項1目児童福祉総務費22節で、令和6年度子ども・子育て支援施設整備交付金返還金として1,358万円を計上しております。これは、令和6年度の（仮称）船岡児童館整備事業の精算によるものです。

3目子ども医療対策費300万円の増は、子ども医療費助成について、年度内における助成額の増加が見込まれるため、不足見込額を増額補正するものです。

76ページをお開きください。

3款2項8目施設給付費2,451万3,000円の増は、私立保育所に対する施設型給付費や地域型

保育給付費の増によるものです。これは、国が保育士の処遇改善を目的として、公定価格の人件費部分を増額改定したためです。

79ページをお開きください。

7款1項1目商工振興費447万4,000円の増は、主に18節県信用保証協会保証料補給金の増によるものです。これは、融資額の増加見込みによるものです。

80ページをお開きください。

8款4項6目新しい地方経済・生活環境創生基盤整備事業費において、14節工事請負費、次の81ページをご覧ください。船岡城址公園スロープカー整備工事、電気設備及び下部工を4,500万円減額し、みんなの広場整備工事を4,505万円増額しております。これは、スロープカー整備工事の請負差額を活用し、みんなの広場整備工事の推進に充てるものです。

一般会計補正予算におきまして、主に増額補正の項目を説明しましたが、減額補正も計上しております。減額しました項目は、各課において終了した事務の費用をはじめ、完了した事業など精算が終了しているものを減額補正しております。

次に、86ページ以降の給与費明細書、それから91ページ以降の債務負担行為に関する調書、及び94ページの地方債の現在高の見込みに関する調書につきましては、今回、人件費、債務負担行為及び町債の補正がありましたので、それぞれ補正前、補正後の比較となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（石森靖明君） 次に、議案第74号について、健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君） それでは、詳細説明を申し上げます。

議案書95ページをお開きください。

議案第74号令和7年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算です。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,086万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億5,564万8,000円とするものです。

99ページをお開きください。

歳入です。

6款1項1目一般会計繰入金1,102万1,000円の減額ですが、これは主に保険基盤安定と財政安定化支援事業の繰入金の額確定により、減額分を一般会計に組み戻すものです。

100ページをお開きください。

歳出になります。

1款総務費の各項に関する補正額は、事業費確定によるものです。

101ページをお開きください。

3 款国民健康保険事業費納付金の各項につきましては、主に保険基盤安定と財政安定化支援事業の繰入金減額に伴い、財源を組み替えるものです。

4 款 1 項特定健康診査等事業費1,019万8,000円の減額及び102ページの4 款 2 項保健事業費46万5,000円の減額は、特定健康診査等の事業費の確定により減額するものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（石森靖明君） 次に、議案第75号について、福祉課長。

○福祉課長（三浦英明君） それでは、議案第75号令和7年度柴田町介護保険特別会計補正予算について説明をいたします。

議案書103ページをお開きください。

今回の補正予算は、歳入については、介護保険料の増額補正、支払基金交付金の減額補正など、歳出については、保険給付費の減額補正、基金積立金については、増額補正などを行うものです。

第1条です。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ558万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億5,227万1,000円とするものです。

107ページをお開きください。

歳入です。主な項目について説明をいたします。

1 款保険料 1 項介護保険料 1 目第 1 号被保険者保険料3,092万7,000円の増額については、保険料の確定見込みに伴う補正となります。

4 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金 1 目介護給付費交付金4,555万6,000円の減額は、交付金額の確定見込みによる補正となります。

108ページをお開きください。

9 款諸収入 3 項雑入 1 目第三者納付金 1 節第三者納付金218万8,000円の増は、交通事故を原因とし、介護保険サービスを利用することになったものの、保険給付費に関わる保険会社からの納付金となります。

109ページをお開きください。

次に、歳出予算の補正について、主な項目の説明をいたします。

2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費 1 目居宅介護サービス給付費18節負担金、補助及び交付金、居宅介護サービス給付事業2,019万5,000円の減額につきましては、訪問介護事業、通所介護事業の利用減少に伴う補正となります。

110ページをお開きください。

4款地域支援事業1項介護予防生活支援サービス事業1目サービス事業費18節負担金、補助及び交付金776万4,000円の増額は、主に要支援認定者等の通所型サービスの利用増加に伴う補正となります。

4款地域支援事業2項包括的支援事業費1目包括的支援事業費12節委託料408万9,000円の減額は、柴田町社会福祉協議会に業務委託をしている地域包括支援センターにおいて、嘱託職員1名の採用を予定しましたが、採用に至らなかったため減額とするものでございます。

112ページをお開きください。

5款基金積立金1項基金積立金1目基金積立金24節積立金708万円の増額は、国庫補助金の保険者機能強化推進交付金239万5,000円、保険者努力支援交付金411万7,000円及び基金利子56万8,000円を介護給付費準備基金へ積立てするものでございます。今回の積立金により、介護給付費準備基金の残高は約5億1,274万円となる見込みでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（石森靖明君） 次に、議案第76号について、健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書113ページをお開きください。

議案第76号令和7年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算です。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,441万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億7,956万9,000円とするものです。

116ページをお開きください。

歳入です。

1款1項1目特別徴収保険料889万円、2目普通徴収保険料1節現年度分534万円、2節滞納繰越分18万円の増額ですが、これは被保険者の加入や異動などに伴う保険料の増収見込みによるものです。

続いて、歳出になります。下段をご覧ください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金1,441万円の増額ですが、これは保険料の増額に伴って、広域連合への納付金を増額とするものです。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（石森靖明君） 次に、議案第77号について、上下水道課長。

○上下水道課長（平間一行君） それでは、詳細説明を申し上げます。

議案書117ページをお開きください。

議案第77号令和7年度柴田町下水道事業会計補正予算です。

町長が申しあげました提案理由のとおり、収益的支出及び資本的支出予算の増額補正を行うものです。

127ページをお開きください。

収益的収入支出補正予定額実施計画明細書になります。

支出です。

1款2項1目1節企業債利息において、借入金利息が不足することから194万1,000円を補正するものです。

次に、128ページをお開きください。

資本的収入支出補正予定額実施計画明細書になります。

支出です。

1款1項1目2節手当7万円の増は、通勤方法の変更による通勤手当を補正するものです。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石森靖明君） 本件5件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時34分 散会

---

上記会議の経過は、事務局長鹿又博文が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年3月2日

議長 石森靖明

署名議員 17番 吉田和夫

署名議員 1番 吉田謙治